

○笠間市市街地活性化事業補助金交付要綱

平成27年5月25日

告示第395号

改正 平成28年3月31日告示第229号

平成29年3月30日告示第232号

平成30年3月14日告示第141号

平成31年3月29日告示第171号

(趣旨)

第1条 この告示は、市街地活性化対象区域（以下「対象区域」という。）内において、地域の活性化及び地域の振興に資することを目的として、市民等が自主的・主体的に行う事業（以下「市街地活性化事業」という。）に対して予算の範囲内で笠間市市街地活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、笠間市補助金等交付規則（平成18年笠間市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市街地活性化対象区域)

第2条 対象区域は、次の各号に掲げる地域又は区域とする。

- (1) 笠間稲荷神社、岩間駅、友部駅及び笠間駅をそれぞれ含む地域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第8項に規定する近隣商業地域及び同条第9項に規定する商業地域
- (2) 県道稲田停車場線中JR稲田駅から神田橋までの区間並びに市道（笠）3173号線及び市道（笠）3535号線に接する区域
- (3) 前2号の地域又は区域に隣接する区域のうち市長が認めた区域  
(平29告示232・一部改正)

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象区域において、まちなかの賑わいづくりに寄与する次の各号に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むことを目的とする事業を除く。）とする。ただし、市が実施する他の補助制度による補助を受けているものを除く。

- (1) 空地又は空店舗の活用等市街地活性化の実現を積極的に展開する事業
- (2) 観光及び商業振興として実施する景観等整備事業
- (3) 都市計画法第12条の4第1項第1号に基づく地区計画に定められたまち並み景観整備事業

2 補助対象事業の施行に当たっては、市内業者の積極的な活用に努めるものとする。

(平29告示232・全改, 平30告示141, 平31告示171・一部改正)

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、市街地活性化事業を行う個人(以下「個人」という。), 市民等で構成される団体(以下「団体」という。)又は法人(以下これらを「対象者」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、税等を滞納している対象者は、補助金の交付対象者としなない。

(平31告示171・一部改正)

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条に規定する補助対象事業の施行に当たって実施する施設等の設置及び改修に要する50万円以上の経費とする。

(平30告示141・全改)

(補助金の交付額及び上限額等)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、第20条に規定する笠間市市街地活性化事業補助金審査委員会が特に必要と認めるときは、補助対象経費の5分の4以内の額とすることができる。

2 補助金の上限額は、3,000万円とし、その回数は、対象者ごとに1回を限度とする。ただし、補助の回数については、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定により算出した補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平 2 9 告示 2 3 2 ・ 平 3 0 告示 1 4 1 , 平 3 1 告示 1 7 1 ・ 一部改正)

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、笠間市市街地活性化事業補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。この場合において、補助金を交付する決定をしたときは、市長は、当該決定に係る補助金の交付額について決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかにその内容を笠間市市街地活性化事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 2 号)により、当該申請者に通知しなければならない。

(申請内容の変更等)

第 9 条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請内容を変更し、又は当該交付の決定に係る補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、笠間市市街地活性化事業補助金変更、中止、廃止承認申請書(様式第 3 号。以下「変更等申請書」という。)に必要書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付額を増額する変更は認めないものとする。

(平 3 0 告示 1 4 1 ・ 一部改正)

(内容の変更及び中止等の決定)

第 1 0 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当又は不適当と認めたときは、承認又は不承認を決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかにその決定内容を笠間市市街地活性化事業補助金変更、中止、廃止承認(不承認)決定通知書(様式第 4 号)により、申請者に通知しなければならない。

(事前着手の禁止)

第 1 1 条 申請者は、第 8 条の規定による交付の決定の通知を受ける以前に補

助対象事業に着手してはならない。

2 交付決定者は、前条の規定による内容の変更承認の決定の通知を受ける以前に補助対象事業を変更し、又は着手してはならない。

(平29告示232・追加)

(実績報告)

第12条 交付決定者は、当該交付の決定に係る補助対象事業が完了したときは、笠間市市街地活性化事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平29告示232・旧第11条繰下)

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、笠間市市街地活性化事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により当該交付決定者に通知しなければならない。

(平29告示232・旧第12条繰下)

(補助金の請求)

第14条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、笠間市市街地活性化事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(平29告示232・旧第13条繰下)

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、当該交付決定者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

(平29告示232・旧第14条繰下)

(書類、帳簿等の保存期間)

第16条 この告示に基づく補助金に関する書類、帳簿等の保存期間は、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。

(平29告示232・旧第15条繰下)

(財産処分の制限)

第17条 交付決定者は、当該決定に係る補助の対象となった施設等を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除去し、又は担保に入れてはならない。ただし、交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該決定に係る補助対象事業が完了した年度の翌年度の4月1日から起算して、当該施設等の耐用年数を勘案して相当と認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

(平29告示232・旧第16条繰下、平30告示141・一部改正)

(立入検査等)

第18条 市長は、この告示に基づく補助金に係る予算の適正な執行を期するために必要があるときは、交付決定者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(平29告示232・旧第17条繰下)

(補助金の取消し及び返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (3) その他補助金の交付の決定又は補助金の交付が不相当であると市長が認めるとき。

(平29告示232・旧第18条繰下)

(審査委員会)

第20条 市長は、次に掲げる事項の審査等を行うため、笠間市市街地活性化事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- (1) 第8条に規定する申請書の内容の審査に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

2 審査委員会の委員は、民間から3名以内、市職員から3名以内で構成する。

3 審査委員会の委員長は、委員の内から、市長が指名する者とする。

- 4 委員長は、審査委員会を代表し、会議を総括する。
- 5 審査委員会は、委員長が審査において必要と認めた場合は、申請者のプレゼンテーションに基づき審査を行うことができる。
- 6 前項における審査の項目は、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象事業の目的及び効果
  - (2) 補助対象事業における地域資源の活用の状況
  - (3) 補助対象事業の公益性
  - (4) 補助対象事業の発展性
  - (5) 補助対象事業に関する創意工夫
- 7 委員長は、審査に必要と認めた場合は、まちづくりに見識を有する者を審査委員会に出席させることができる。

(平 2 9 告 示 2 3 2 ・ 旧 第 1 9 条 繰 下)

(その他)

第 2 1 条 補助金の交付について、この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 9 告 示 2 3 2 ・ 旧 第 2 0 条 繰 下)

附 則

この告示は、平成 2 7 年 5 月 2 5 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 告 示 第 2 2 9 号)

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 告 示 第 2 3 2 号)

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 告 示 第 1 4 1 号)

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 告 示 第 1 7 1 号)

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

笠間市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

笠間市市街地活性化事業補助金交付申請書

笠間市市街地活性化事業補助金の交付を受けたいので、笠間市市街地活性化事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金交付申請額
  - (1) 補助対象経費 金 円
  - (2) 補助金交付申請額 金 円
- 4 添付書類
  - (1) 位置図
  - (2) 計画図
  - (3) 見積書
  - (4) 納税証明書
  - (5) 工事着工前の現場写真
  - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

笠間市長 印

笠間市市街地活性化事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった笠間市市街地活性化事業補助金について、下記のとおり決定したので、笠間市市街地活性化事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費 金 円
- 3 補助金交付額 金 円
- 4 不交付理由



様式第3号（第9条関係）

年 月 日

笠間市長 様

交付決定者 住所  
氏名 ⑩  
電話

笠間市市街地活性化事業補助金変更，中止，廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった笠間市市街地活性化事業補助金について，下記のとおり計画を変更，中止，廃止したいので，笠間市市街地活性化事業補助金交付要綱第9条の規定により，下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 理由
- 3 内容

変更内容	変更前	変更後

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

様

笠間市長



笠間市市街地活性化事業補助金変更，中止，廃止承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました笠間市市街地活性化事業補助金の変更等については，下記のとおり決定しましたので，笠間市市街地活性化事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 事業名

2 決定内容

笠間市市街地活性化事業補助金の変更，中止，廃止について，承認することを決定します。

（変更理由）

既交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

変更後の交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

次の理由により，笠間市市街地活性化事業補助金の変更，中止，廃止をすることはできません。

（理由）

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

笠間市長 様

交付決定者 住 所  
氏 名  
電 話

㊟

笠間市市街地活性化事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により笠間市市街地活性化事業補助金交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 補助事業の期間等 年 月 日から 年 月 日
- 4 実施内容
- 5 補助金の交付決定額と精算額  
補助交付決定額 金 円  
補助金の精算額 金 円
- 6 添付書類  
(1) 事業に要した費用を明らかにできる書類(領収書又はこれに準ずるものの写し)  
(2) 事業完了後及び事業の内容がわかる写真  
(3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

笠間市長 印

笠間市市街地活性化事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け笠間市市街地活性化事業補助金実績報告書をもって報告のあった笠間市市街地活性化事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助確定金額 金 円

様式第7号（第14条関係）

笠間市市街地活性化事業補助金交付請求書

年 月 日

笠間市長 様

交付決定者 住 所  
氏 名 ㊦  
電 話

年 月 日付けで補助金確定通知を受けた笠間市市街地活性化事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

※補助金につきましては、下記の金融機関に振込み願います。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 ゆうちょ銀行	本店 ・ 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座 （どちらかに○を付けてください。）	
口座番号		
(ふりがな) 口座名義		

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

（平29告示232・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第12条関係）

（平29告示232・一部改正）

様式第6号（第13条関係）

（平29告示232・一部改正）

様式第7号（第14条関係）

（平29告示232・一部改正）